

岩手県告示第711号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成23年11月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社ジャパンケアサービス東日本	東京都豊島区北大塚一丁目13番15号	ハッピー大船渡・ヘルパーステーション	大船渡市盛町字内ノ目4番地1 榎屋ビルC号	大船渡市盛町字みどり町8番地13	平成21年12月10日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター釜石大町	釜石市野田町二丁目25番33号	釜石市桜木町一丁目1番	平成23年11月1日

2 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社ジャパンケアサービス東日本	東京都豊島区北大塚一丁目13番15号	株式会社ジャパンケアサービス東日本 ハッピー大船渡・訪問看護ステーション	大船渡市盛町字内ノ目4番地1 榎屋ビルC号	大船渡市盛町字みどり町8番地13	平成21年12月10日

3 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター釜石大町	釜石市野田町二丁目25番33号	釜石市桜木町一丁目1番	平成23年11月1日

4 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社ジャパンケアサービス東日本	東京都豊島区北大塚一丁目13番15号	ハッピー大船渡・ヘルパーステーション	大船渡市盛町字内ノ目4番地1 榎屋ビルC号	大船渡市盛町字みどり町8番地13	平成21年12月10日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター釜石大町	釜石市野田町二丁目25番33号	釜石市桜木町一丁目1番	平成23年11月1日

5 介護予防訪問看護

介護予防事業者	介護予防事業所	変更年月日

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社ジャパンケアサービス東日本	東京都豊島区北大塚一丁目13番15号	株式会社ジャパンケアサービス東日本 ハッピー大船渡・訪問看護ステーション	大船渡市盛町字内ノ目4番地1 榎屋ビルC号	大船渡市盛町字みどり町8番地13	平成21年12月10日